

第 4 1 号議案

府中市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 8 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

府中市立図書館条例施行規則（平成19年10月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第118号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条第1項中「図書館資料」の次に「(法第3条第1号に規定する図書館資料のうち、図書館において収集し、又は利用に供するものをいう。以下同じ。)」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「に図書館資料を貸し出す」を「は、図書館資料（電子書籍を除く。）の貸出しを受ける」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、図書館資料のうち電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成されたものであって、インターネットを通じた利用が可能とされたものをいう。以下同じ。）の貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤又は通学をしている者とする。

第4条第1項中「前条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条第3項中「、午前9時」を「午前9時」に改め、「間に」の次に「、地区図書館にあっては条例別表に規定する開館時間に」を加え、同条第6項中「登録し」を「を登録し、府中市立図書館利用カード（第3号様式。以下「利用カード」という。）を交付する」に、「登録を更新し」を「の登録を更新する」に改める。

第6条第2項中「申込み」を「届出」を「申込みについて適当と認める」とあるのは「届出があった」と、「当該申込者を登録し」とあるのは「当該届出をした者に対し」に改める。

第7条第1項の表個人貸出しの部中「図書」の次に「・雑誌」を加え、

「

視聴覚資料	6点以内	7日以内
-------	------	------

」

を

「

視聴覚資料	6点以内	7日以内
電子書籍	3点以内	14日以内

」

に改め、同表団体貸出しの部中「図書」の次に「・雑誌」を加え、同条第2項ただし書中「録音図書の貸出しについては、教育委員会が別に定める」を「電子書籍の貸出しを受けようとする場合は、この限りでない」に改める。

付 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第3条第1項、第4条第3項及び第6項、第6条第2項並びに第7条第1項の改正規定（同項の表個人貸出しの部中「図書」の次に「・雑誌」を加える部分及び団体貸出しの部中「図書」の次に「・雑誌」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

新

(奉仕)

第2条 府中市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第3条の規定による事業及び図書館の設置の目的を達成するため必要な事業を行う。

2 省 略

(図書館資料の貸出しの対象者)

第3条 図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料のうち、図書館が収集し、又は利用に供するものをいう。以下同じ。）の貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤若しくは通学をしている者又は府中市との間において市立図書館の相互利用に関する協定等を締結した市に居住する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、図書館資料のうち電子書籍（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）によって作成されたものであって、インターネットを通じた利用が可能とされたものをいう。以下同じ。）の貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤又は通学をしている者とする。

3 第1項に規定する者のほか、次に掲げる要件を満たす事業所、機関又は団体（以下「団体等」という。）及び府中市立保育所、府中市立学校その他府中市の機関（以下「市の機関等」という。）は、図書館資料（電子書籍を除く。）の貸出しを受けることができる。

(1)～(3) 省 略

4 省 略

(利用者の登録)

第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、前条第1項又は第2項の規定による貸出し（以下「個人貸出し」という。）にあつては利用者登録（新規・更新）申込書（第1号様式）、前条第3項の規定による貸出し（以下「団体貸出し」という。）にあつては団体登録（新規・更新）申込書（第2号様式）に、それぞれ必要な書類等を添えて、教育委員会に登録を申し込まなければならない。

施行規則（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

（奉仕）

第2条 府中市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定による事業及び図書館の設置の目的を達成するため必要な事業を行う。

2 省 略

（図書館資料の貸出しの対象者）

第3条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住、通勤若しくは通学をしている者又は府中市との間において市立図書館の相互利用に関する協定等を締結した市に居住する者とする。

（追 加）

2 前項に規定する者のほか、次に掲げる要件を満たす事業所、機関又は団体（以下「団体等」という。）及び府中市立保育所、府中市立学校その他府中市の機関（以下「市の機関等」という。）に図書館資料を貸し出すことができる。

(1)～(3) 省 略

3 省 略

（利用者の登録）

第4条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、前条第1項の規定による貸出し（以下「個人貸出し」という。）にあっては利用者登録（新規・更新）申込書（第1号様式）、前条第2項の規定による貸出し（以下「団体貸出し」という。）にあっては団体登録（新規・更新）申込書（第2号様式）に、それぞれ必要な書類等を添えて、教育委員会に登録を申し込まなければならない。

新

2 省 略

3 前2項に規定する手続は、府中市立中央図書館にあっては午前9時から午後7時までの間に、地区図書館にあっては条例別表に規定する開館時間に行うものとする。

4～5 省 略

6 第2項から第4項の規定は、前項の利用者の登録の更新について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第5項」と、「を登録し、府中市立図書館利用カード（第3号様式。以下「利用カード」という。）を交付する」とあるのは「の登録を更新する」と、第4項中「第2項の規定による登録」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定により更新した登録」と読み替えるものとする。

（利用カードの紛失等）

第6条 省 略

2 第4条第2項の規定は、利用カードの紛失の届出について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「申込みについて適当と認める」とあるのは「届出があった」と、「当該申込者を登録し」とあるのは「当該届出をした者に対し」と読み替えるものとする。

3～4 省 略

（図書館資料の貸出し等）

第7条 図書館資料の貸出しの区分、数量及び期間は、次表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、図書館資料の貸出しの数量及び期間を変更することができる。

貸出区分	貸出数量		貸出期間
個人貸出し	図書・雑誌	10冊以内	14日以内
	視聴覚資料	6点以内	7日以内
	電子書籍	3点以内	14日以内
団体貸出し	図書・雑誌	350冊以内	3月以内
	視聴覚資料	10点以内	14日以内

2 省 略

3 前2項に規定する手続は、府中市立中央図書館にあっては、午前9時から午後7時までの間に行うものとする。

4～5 省 略

6 第2項から第4項の規定は、前項の利用者の登録の更新について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第5項」と、「登録し」とあるのは「登録を更新し」と、第4項中「第2項の規定による登録」とあるのは「第6項において準用する第2項の規定により更新した登録」と読み替えるものとする。

(利用カードの紛失等)

第6条 省 略

2 第4条第2項の規定は、利用カードの紛失の届出について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「申込み」を「届出」と読み替えるものとする。

3～4 省 略

(図書館資料の貸出し等)

第7条 図書館資料の貸出しの区分、数量及び期間は、次表のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、図書館資料の貸出しの数量及び期間を変更することができる。

貸出区分	貸出数量		貸出期間
個人貸出し	図書	10冊以内	14日以内
	視聴覚資料	6点以内	7日以内
団体貸出し	図書	350冊以内	3月以内
	視聴覚資料	10点以内	14日以内

新

2 利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用カードの提示により、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、図書館資料のうち電子書籍の貸出しを受けようとする場合は、この限りでない。

3 省 略

付 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。ただし、第2条第1項、第3条第1項、第4条第3項及び第6項、第6条第2項並びに第7条第1項の改正規定（同項の表個人貸出しの部中「図書」の次に「・雑誌」を加える部分及び団体貸出しの部中「図書」の次に「・雑誌」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用カードの提示により、教育委員会に申し込まなければならない。ただし、図書館資料のうち録音図書の貸出しについては、教育委員会が別に定める。

3 省 略